

広報もりやまへの広告掲載の申し込みご案内

広報もりやまの紙面に掲載する有料広告を募集しています。

(掲載する号)

- 月2回(1日、15日)で、1月1日号は除きます。

(掲載できる内容)

- 市広報紙としての品位、イメージを妨げないもの、市民の不利益を与えない中立性のあるもので、次の各号に該当するものは掲載しません。
 - (1) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに類するもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの
 - (3) 個人の名刺広告またはその疑いのあるもの
 - (4) 貸金業いわゆるサラリーマン金融等に関するもの
 - (5) 商品穀物取引等に関する営業広告
 - (6) 不動産広告
 - (7) 国や地方公共団体の法令および条例、規則に違反し、またはそのおそれのあるもの
 - (8) 公の秩序、または善良な風俗に反するもの、また反するおそれのあるもの
 - (9) 国や地方公共団体が広告対象の製品、商品もしくはサービスを推奨しているかのような表現のもの
 - (10) その他広報に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告掲載寸法、掲載位置および掲載料)

種別	寸法	掲載位置	掲載料	件数上限(原則)
A	縦5.0センチメートル×横8.4センチメートル	中面の下段	25,000円	4件
B	縦25.7センチメートル×横18.0センチメートル	中面1ページ	200,000円	1件

(掲載の申し込み)

- 掲載を希望する方は、別紙申込書に原稿データを添えて、掲載を希望する号の1ヶ月前までに企画政策課広報係へ提出してください。
- 申し込みされる日から1ヶ年先の掲載号まで申し込み可能です。
- 申し込みは、1掲載号につき1件とします。ただし、必要な場合は、2件を一つの広告として申し込むことができます。

(掲載決定)

- 掲載が決まりましたら、連絡します。

(広告の版下)

- 広告内容によるトラブルは、申し込み者で対応してください。
- 広告の版下の作成にかかる費用は、申し込み者で負担してください。

(広告料金の納入)

- 納付書をお送りしますので、広報発行日後、1ヶ月以内に全額納入してください。

企画政策課 広報係 TEL 5 8 2 - 1 1 6 4
FAX 5 8 2 - 0 5 3 9